

白寿会ヘルパーステーション
指定訪問介護
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
【 事業所番号 3670100175 】

当事業所は利用者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

1. 事業者

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 白寿会 |
| (2) 法人所在地 | 徳島県徳島市住吉四丁目11番地10号 |
| (3) 電話番号 | 088-626-1080 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 庄野光昭 |
| (5) 設立年月日 | 大正5年1月1日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|----------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定訪問介護事業所
(平成12年4月1日指定)
※当事業所は「指定介護老人福祉施設・仙寿園」に併設されています。 |
| (2) 事業の目的 | 指定訪問介護事業所は介護保険法令に従い、利用者が、居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | 白寿会ヘルパーステーション |
| (4) 事業所の所在地 | 徳島県徳島市住吉四丁目12番10号 |
| (5) 電話番号 | 088-626-1080 |
| (6) 事業所長(管理者) | 氏名 吉田光子 |
| (7) 当事業所の運営方針 | 利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行います。 |
| (8) 開設年月日 | 平成12年4月1日 |
| (9) 通常の事業の実施地域 | 徳島市 |
| (10) 営業日及び営業時間 | 営業日：月曜日から日曜日まで
受付時間：8時30分から17時30分まで
サービス提供時間：8時00分から18時00分まで |

3. 従業者の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護サービスを提供する従業者として以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤	職務内容
1. 事業所長（管理者）	1名 （兼任）		職員の管理 業務の管理
2. サービス提供責任者 （介護福祉士）	3名以上 （専従）		利用申し込み等の調整 訪問介護員等に対する指導 サービス内容の管理
3. 訪問介護員等	15名以上（介護福祉士30%以上配置）		
4. 事務員	1名 （兼務）		必要な事務業務

4. 提供するサービスの内容と利用料金

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、介護保険から給付されます。

〈サービスの内容〉

身体介護

利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助等の専門的な援助を行います。

- 排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭、入浴介助、体位交換、起床・就寝介助、服薬介助等

生活援助

家事を行う事が困難な利用者に対して、家事の援助を行います。

- 調理、洗濯、掃除、買物、薬の受け取り、衣類の整理等

通院乗降介助

通院や外出のため、訪問介護員等が運転する車両への乗車または降車の介助とあわせて、乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助や、通院先もしくは外出先での受診等の手続きや移動等の介助を行います。

〈生活援助行為の不適正事項〉 ※介護保険給付の生活援助には該当しない行為

1. 「直接本人の援助」に該当しない行為

- 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- 主として利用者が使用する居宅等以外の掃除
- 来客の応接（お茶、食事の手配等） など

2. 「日常生活の援助」に該当しない行為

- 草むしり
- 花木の水やり
- 犬の散歩等ペットの世話 など

3. 日常生活に行われる家事の範囲を超える行為

- 家具・電化機器等の移動、修繕、模様替え
- 大掃除、窓ガラス磨き、床のワックスがけ
- 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- 植木の剪定等の園芸
- 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理
- 預金・貯金の引き出しや預け入れ

など

☆ 上記のサービスは介護保険給付の対象としての生活援助には該当しない行為ですので行う事ができません。

☆ 利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日および実施回数は居宅サービス計画の内容に沿って、訪問介護計画に定められます。

(利用料金) (契約書第5条・6条・7条参照)

①訪問介護サービス利用料 (経過的要介護および要介護1から5)

訪問介護サービス利用料について、利用者にお支払いいただく料金は原則として負担割合証に記載のと通りの割合の額です。

それぞれの訪問介護サービスについて、平常の時間帯 (午前8時から午後6時まで) での1回の料金は別紙のとおりです。

②訪問介護サービスの加算については別紙のとおりです。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

☆ サービスに要する時間は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆ サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間でなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆ 平常の時間帯 (午前8時から午後6時まで) 以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

・夜間 (午後6時から午後10時まで) : 25%

・早朝 (午前6時から午前8時まで) : 25%

・深夜 (午後10時から午前6時まで) : 50%

☆ 2人の訪問介護員等でサービスを行う必要がある場合には、利用者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

※2人の訪問介護員等でサービスを行う場合の例

・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合

・訪問介護員等に対し、セクシュアルハラスメント、暴力行為等がみられる方へのサービスを行う場合

☆ 利用者が、暫定利用 (介護保険要介護認定調査申請中) の場合は、サービスの利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険

から払戻しされます。(償還払い) また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合は、利用者が介護保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

訪問介護サービスで、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、超えた額の全額をご負担いただきます。

(3) 交通費

サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

- ・片道10km未満 無料
- ・片道10km以上 200円

(4) その他サービスに係る経費

駐車場料金や移送に係る運賃、その他サービス利用料等以外に必要な費用は別途ご負担いただきます。

(5) 利用料金のお支払い方法

上記(1)(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月末日までに集金させていただきます。

※現金払い、または口座引き落とし(阿波銀行、またはゆうちょ銀行)

(6) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止または変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に対し申し出てください。変更・追加の申し出に対して、訪問介護員等の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員等

サービス提供時に、担当の訪問介護員等を決定します。サービス提供に当たっては、複数の訪問介護員等が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員等の交替

①利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員等の交替を希望する場合には、当該訪問介護員等が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員等の交替を申し出ることが出来ます。ただし、利用者から特定の訪問介護員等の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員等の交替

事業者の都合により、訪問介護員等を交替することがあります。

訪問介護員等を交替する場合は利用者およびその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス提供時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

利用者は「4. 提供するサービスの内容」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することは出来ません。

② 備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員等が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で、予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、サービス内容の変更を行います。

(5) 訪問介護員等の禁止行為

訪問介護員等は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはその家族等からの金銭または物品等の授受
- ③ 利用者の家族等に対する、訪問介護サービスの提供
- ④ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為
- ⑥ 利用者への虐待や身体的・精神的拘束行為

6. 苦情の受付について（契約書第 15 条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情相談受付窓口 管理者 吉田 光子

苦情相談担当 サービス提供責任者 豊田 良子

電話 088-626-1080

○ 受付時間 毎週 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

○ 第三者苦情処理委員会

・田村 二男 電話 088-695-4153

・廣海 美穂子 電話 088-696-2054

・増田 守 電話 088-695-2680

・中江 弘美 電話 088-602-8712 (呼) 勤務先 徳島文理大学

(2) 行政機関その他苦情受付機関

徳島市役所 高齢介護課相談窓口	所在地 徳島市幸町二丁目5番地 電話番号 088-621-5586
徳島市以外の保険者	【別紙1】苦情受付行政機関一覧にてご確認ください
国民健康保険団体連合会	所在地 徳島市川内町平石若松78-1 電話番号 088-666-0117
徳島県社会福祉協議会 徳島県運営適正化委員会	所在地 徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター3階 電話番号 088-611-9988

7. 虐待防止および身体拘束適正化等

- (1) 虐待予防・発生防止のために、訪問介護員等に対し定期的な研修を実施し、虐待への取り組みを行います。
- (2) 心身の状態や緊急のやむをえない場合を除き、身体拘束、その他の行動を制限する行為を行いません。訪問介護員等に対し定期的研修を実施し、身体拘束適正化等への取り組みを行います。

8. 緊急時の対応（契約書第17条参照）

- (1) 利用者に対するサービスの提供時に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合は、事業者、主治医または医療機関、利用者の家族等へ連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 急を要する場合は、事業者の判断により救急車を要請し、事後報告となる場合もあります。

9. 事故発生時の対応（契約書第17条参照）

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、利用者に係る、居宅事業者等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、必要に応じて市町村へ連絡します。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生し、損害が生じた場合は、不可抗力による場合を除き利用者に対して損害を賠償します。
ただし、利用者に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができるものとします。
- (3) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

10. 反社会勢力の排除（契約書第19条参照）

当施設は反社会勢力とは利用契約をいたしません。また、契約締結後に契約者またはご利用者が反社会勢力と判明した場合には当施設は何らかの催告もなく契約を解除しサービスの利用を中止させていただきます。

11. 衛生管理

- (1) 事業者は、訪問介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとします。
- (2) 職員は、感染症発生またはまん延防止に関する知識の習得に努めるものとします。

訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

白寿会ヘルパーステーション

説明者職氏名 サービス提供責任者 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人または立会人（利用者の家族等）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者との続柄 _____

個人情報使用同意書

社会福祉法人 白寿会
白寿会ヘルパーステーション

私（利用者およびその家族等）の個人情報については、次の記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用目的

- (1) 利用者のための居宅サービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議や事業者と介護支援専門員との連絡調整において必要な場合。
- (2) 利用者に医療等、緊急対応の必要性が生じた際、医療機関等に利用者に関する心身等の情報提供が必要な場合。
- (3) 介護保険請求事務に関する国保連合会との照合と回答およびレセプト業務に関する内容について、情報が必要な場合。
- (4) 施設への管理運営に関し、監査等、国県市町村等の公共機関への情報提供が必要な場合。
- (5) 学生への学習への協力、施設の事例研修等に関し、必要な場合は別途説明を行い、承諾を得た上で情報を提供できるものとする。

2 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

3 使用する条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意を払う事。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 年 月 日

白寿会ヘルパーステーション 様

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人または立会人（利用者の家族等）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者との続柄 _____

【別紙 1】

苦情受付行政機関一覧（徳島市以外）

徳島市以外の被保険者	各住所地における保険者の市町村の介護保険係
鳴門市 高齢支援担当	〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 1 7 0 電話番号 (088) 684-1175
阿南市役所 保健福祉部 介護・ながいき課	〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町 1 2 番地 3 電話番号 (0884) 22-1793
阿波市役所 健康福祉部 介護保険課	〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田 2 0 1 番地 1 電話番号 (0883) 36-6814
吉野川市役所 健康福祉部 社会福祉課	〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島 1 1 5 番地 1 電話番号 (0883) 22-2261
小松島市役所 介護福祉課	〒773-8501 徳島県小松島市横須町 1 番 1 号 電話番号 (0885) 32-3507
みよし広域連合介護保険センター	〒778-0002 徳島県三好市池田町マチ 2429-1 電話番号 (0883) 76-0030
北島町役場	
藍住町役場 健康増進課	〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前 52 番地 1 電話番号 (088) 637-3115
美波町役場 保健福祉課	〒779-2305 徳島県海部郡美波町奥河内本村 18-1 電話番号 (0884) 77-3613
海陽町役場 海部庁舎 長寿福祉人権課	〒775-0395 徳島県海陽町奥浦字新町 44 番地 電話番号 (0884) 73-4312

白寿会ヘルパーステーション・訪問介護料金表

令和6年 6月改定

単位(価格)		1割	2割	3割
生活援助	45分 未満	197	394	591
	45分 以上	242	484	726

サービス内容	生活援助なし			生活援助20分以上			生活援助45分以上			生活援助70分以上		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
身体介護 20分未満	179	358	537	/			/			/		
身体介護 20分以上30分未満	268	536	804	340	680	1020	411	822	1233	483	966	1449
身体介護 30分以上1時間未満	426	852	1278	497	994	1491	569	1138	1707	640	1280	1920
身体介護 1時間以上1時間30分未満	624	1248	1872	695	1390	2085	767	1534	2301	838	1676	2514
身体介護 1時間30分以上2時間未満	714	1428	2142	785	1570	2355	857	1714	2571	928	1856	2784
身体介護 2時間以上2時間30分未満	804	1608	2412	876	1752	2628	947	1894	2841	1019	2038	3057
身体介護 2時間30分以上3時間未満	894	1788	2682	966	1932	2898	1037	2074	3111	1109	2218	3327

通院乗降介助(1回あたり)	107	214	321
---------------	-----	-----	-----

- ・利用料金に応じて追加料金があります。
- ・上記料金には訪問介護特定事業所加算Ⅱ(体制・人材要件)が適用された料金となっております。

※加算・減算料金及び負担割合

項 目	内 容	1割	2割	3割
初回加算	新規に訪問介護計画書を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行った場合、もしくは他の訪問介護員に、サービス提供責任者が同行した場合。訪問介護サービスを利用していた要支援者が、要介護者の認定を受けて訪問介護サービスを利用することになった場合。過去2か月(暦月)に当該訪問介護事業所から訪問介護サービスを利用していなかったが利用する場合。	200単位	400単位	600単位
介護職員等 処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の賃金の改善や人材を確保し、適正なサービスを提供するといった目的があり、介護サービスの質を保つために更なる処遇改善を行い、収入を引き上げるための措置を講じるため、今までの3つの加算が1本化された。	+ 24.5%	+ 24.5%	+ 24.5%
緊急時加算	利用者や家族からの要請に基づき、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携しケアマネジャーが必要と認めた場合、計画的な訪問でない緊急な訪問介護(身体介護)を行った場合に加算される。	100単位	200単位	300単位
事業所と同一建物に居住する利用者または、これ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合のサービス提供減算	利用者やその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携しケアマネジャーが必要と認めた場合、計画的な訪問でない緊急な訪問介護(身体介護)を行った場合に加算される。	- 15%	- 15%	- 15%
負担軽減	申請により、社会福祉法人等利用者負担軽減事業が適用される場合がある。減額割合 25/100。	25/100	25/100	25/100
キャンセル料	利用者のご都合でサービスを中止する場合、利用予定日の前日17時までに申し出がなかった際はキャンセル料をお支払いいただく場合があります。 ※体調不良、入院等、やむを得ない事情がある場合は、当日のキャンセルであっても料金の請求はいたしません。	550円	550円	550円

・ サービス利用料金、加算については、介護保険負担割合証に記載された割合となります。